

湘北短期大学における内部質保証に関する方針及び実施体制

1. 内部質保証の方針

- ・湘北短期大学（以下「本学」という。）は、建学の精神及び教育理念のもと自らの社会的使命を果たしていくために、自らの責任で本学の教育研究活動等について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、本学全体の質の向上に取り組むとともに、本学の教育成果や諸活動に関する取組状況を積極的に社会に向けて発信し、その説明責任を果たすこととする。
- ・そのため本学は、自己点検・評価及び内部質保証を推進するための適切な実施体制を整備し、本学の教育研究活動等の組織的・継続的な改善を図ることとする。

2. 内部質保証の推進に係る実施体制（全学レベル）と各組織の役割

①常勤理事会（全学内部質保証推進組織） 【PLAN】&【ACTION】

- ・常勤理事会は、学長の意思決定を補佐し、本学の教育研究に関する重要事項を審議する最高意思決定組織として、内部質保証の方針（以下「本方針」という。）のもと、本学の内部質保証を推進する責任を持つ。
- ・常勤理事会は、各部門の自己点検・評価結果を全学的観点から検討し、必要がある場合は教育改善の指示・支援・助言を行う。

②教授会 【PLAN】&【ACTION】

- ・教授会は、内部質保証に係る点検活動の結果を踏まえ、常勤理事会と連携の上、湘北教育基本方針（教育目的、学修成果、3つのポリシー）の策定と見直し、教育課程の決定及び入学者選抜方法の決定等、本学の教育研究に関する重要事項について審議し、学長の諮問に答える。

③自己点検・評価委員会（点検・評価実施統括組織） 【CHECK】

- ・自己点検・評価委員会は、本学の教育研究、社会貢献、その他諸活動に係る自己点検・評価の実施を統括する組織として、その点検・評価に係る項目の設定、実施計画の策定、実施の指示、結果の取り纏め等を行い、自己点検・評価報告書を作成するとともに教育改善に関する提言を行う。また、自己点検・評価の結果を学内外に公表する責任を持つ。

④教育課程審議会（教学マネジメント組織） 【CHECK】

- ・教育課程審議会は、本学の教学マネジメントの中核を担う組織として、学位授与の方針（DP）及び教育課程編成の方針（CP）の適切性を管理するとともに、これに基づく教育課程に関するPDCAサイクルの実質化を推進する責任を持つ。

⑤アドミッション・オフィス会議（入学者選抜評価実施組織） 【CHECK】

- ・アドミッション・オフィス会議は、DP及びCPを踏まえた入学者受入れ方針（AP）の適切性を管理するとともに、これに基づく入学者選抜に関するPDCAサイクルの実質化を推進する責任を持つ。

⑥学科、センター、図書館及び事務局等の各部門（教育研究実施組織等） 【DO】

- ・本方針の下、各部門は、自部門における内部質保証推進の実施主体となり、自己点検・評価及びその結果に基づき自部門の諸活動について改善・向上を図る責任を持つ。
- ・各学科は、当該部門の3つのポリシーに係る適切性を点検・評価した結果、及びその課題に対する具体的な改善計画を、教育課程審議会及びアドミッション・オフィス会議において協議し、教育改善を行う。

⑦外部諮問委員会（外部評価機関）、代表学生からの意見聴取会 【CHECK】

- ・外部諮問委員会は、自己点検・評価委員会からの諮問に基づき、本学の教育・研究活動について第三者の立場から定期的に評価を行い、必要に応じて本学の教育・研究活動の質の向上及び組織の活性化に資する提言を行う。
- ・自己点検・評価委員会は、本学の教育活動、学修環境等における取組みの適切性を、ステークホルダーである学生の視点から点検・評価するため、代表学生からの意見聴取会を定期的に開催する。

⑧IR室（データ収集、分析組織） 【PDCA】support

- ・IR室は、各部門の点検・評価に必要な教育・学生支援に関する情報収集や分析を行い、客観的で合理的なエビデンスを提供し、各部門の自己点検・評価を支援する。

3. 情報の公表

- ・本方針並びに本学の自己点検・評価の結果（自己点検・評価報告書）、認証評価機関による大学評価の結果、及び内部質保証に関連するIR情報については、本学HPを通じて広く学内外に公表する。

4. その他

- ・本方針の改廃は、教授会の意見を聴き、常勤理事会へ諮問をし、学長が決定する。
- ・本方針は、2022年12月1日から施行する。

以上